

## 大学・専門学校等の学生への新型コロナワクチン接種促進事業Q&A

### 補助事業者

- 大学等がバスでの送迎は行わず、学生が任意の手段で接種会場まで行く場合、学生個人から経費申請を行うことはできますか。
  - 学生個人から経費申請を行うことはできません。  
但し、大学等が、学生が支弁した交通費を取りまとめ、本事業に申請することは差し支えありません。
  
- 専門学校等とあるが、専門学校以外の支援対象について教えてください。
  - 本事業は若い世代へのワクチン接種を促進させることを目的に実施されることから、専門学校以外の専修学校及び各種学校も支援対象とします。  
なお、上記学校の申請にあたっては主とする接種対象者が若年層（18歳から20代）の生徒であることを求めます。  
申請にあたって支援対象となるかなどについてご不明点がありましたら、担当の総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室までお問い合わせください。

### 補助対象経費

- 自大学内に大学拠点接種会場が開設されており、当該会場を活用する場合、かかった経費について補助対象となりますか。
  - 大学拠点接種会場の設営・運営等にかかる経費など、別途新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が交付される経費については本事業の補助対象とはなりません。  
(新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が交付されておらず、本事業の目的に合致する経費であれば、対象となります。)
  
- 自大学内に開設した接種会場（Aキャンパス）に別キャンパス（Bキャンパス）の学生を送迎する場合も補助対象となりますか。
  - 対象となります。
  
- 大学教職員や地域住民などの一般の方に対して接種した場合、申請の対象となりますか。
  - 本事業の目的は、あくまでも接種を希望する学生へのワクチン接種を効率的に加速することであるため、大学教職員や地域住民などの一般の方に対しての接種は対象となりません。
  
- バスではなく、タクシーでの送迎も補助対象となりますか。
  - 対象となります。但し、この場合でも1接種回数当たり1,000円を上限に実費支援を行うことに変わりはありません。

- バスではなく、公共交通機関を使用した場合も補助対象となりますか。  
→ 対象となります。但し、この場合でも1接種回数当たり1,000円を上限に実費支援を行うことに変わりはありません。
  
- バスでの送迎は行わず、学生が任意の手段で接種会場まで行き、交通費分として金券等を配布した場合も補助対象となりますか。  
→ 任意の手段であっても学生が接種会場までの移動に要した実費については補助対象としますが、これを超える分については補助対象となりません。なお、補助事業者において、学生が接種会場までの移動に要した実費を領収書等により確認することが必要となります。  
例：Aさんが任意の手段で接種会場まで行き、200円の交通費を要したところ、補助事業者において、実費（200円）を領収書等により確認することができた場合、その額が補助対象となる。一方、同様の場合でも、Aさんに500円分の金券等を配布した場合、実費の200円を超える分（300円）については、補助対象とならない。
  
- 大学等が所有するバス等を使用して接種会場間の送迎を行った場合、運転手の人件費や燃料代についても補助対象となりますか。  
→ 対象となります。但し、本事業の実施により発生した経費に限ります。
  
- 連絡調整のための人件費や事務手続きに必要な諸経費のみでも申請可能ですか。（送迎費が発生しなければ申請できないのでしょうか。）  
→ 人件費や諸経費のみでも申請可能です。

### **補助額**

- 支援の上限額は個人ごとに算定されますか。  
→ 1,000円×接種回数の合計額を上限として、包括して算定します。  
例：2名（Aさん、Bさん）の接種者に対して、Aさんの送迎費が500円、Bさんの送迎費が1,500円の場合、実費の合計（500円+1,500円=2,000円）が支援上限額（1,000円×2回=2,000円）を超えないため、全額を支援。

### **補助対象期間**

- 事業の終了予定はいつですか。（いつまでの接種が補助対象となりますか。）  
→ 厚生労働省によれば、新型コロナワクチンの3回目接種が受けられる時期が令和5年3月31日までとされていることから、現時点では令和5年3月31日までの接種が補助対象となる予定です。他方、今後の感染状況やワクチン接種の状況も踏まえながら、適切に支援を行ってまいりたいと考えています。

### **その他**

- 大学等が主体となって接種の申込み、取りまとめ等を行うことが補助の要件となりますか。

→ 必ずしも大学等が主体となって接種の申込み、取りまとめ等を行うことを要件とはしませんが、学生個人から経費申請を行うことはできず、大学等において学生が支弁した交通費を取りまとめ、本事業に申請していただくことを踏まえ、対応ください。

○ 経費申請の際、接種証明書や領収書等の証憑書類の提出は必要ですか。

→ 現時点では申請の際に証憑書類の提出は求めない予定ですが、関係機関からの問い合わせに対し回答できるよう、大学等において徴集・保管をお願いします。

なお、経費申請にあたって必要な書類等の詳細については追ってお知らせいたします。

○ 領収書等による確認ができない場合（例えば、公共バスを使用して接種会場まで移動し、現金で交通費を払った場合等）は、どのようにすればよいか。

→ 例えば、接種会場までの経路・料金等を記した書類を学生から提出させたいうえ、大学等で移動に要した実費を確認することなどにより、経費申請することが可能です。